「21世紀の地球環境とサステイナブル・ディベロップメント」
（日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金対象研究）

中国的中央环境行政机构

——国家环境保护总局机构与职能——
提　纲

金　　冬　霞[1)]

中国是一个发展中国家，面临着发展经济和保护环境的双重压力，资金有限、技术落后的国情决定了解决环境问题的有效途径之一，就是通过强化环境保护机构建设和强化政府的环境行政管理职能，形成一个强有力的环境行政管理体系和高效协调的环境行政管理运行机制。

一、国家环境保护局（总局）成立背景

（一）起步阶段（1971－1977年）

中国的环境保护机构建设始于1971年。针对中国工业“三废”污染十分严重的情况，国家计委成立了“三废”利用领导小组，主要开展工业“三废”的合理利用工作。之后，由国家计委牵头成立了国务院环境保护领导小组筹备办公室。1973年８月在北京召开了全国第一次环境保护会议，会议确定了“全面规划，合理布局，综合利用，化害为利，依靠群众，大家动手，保护环境，造福人民”的32字方针。1974年12月国务院环境保护领导小组正式成立，由计划、工业、农业、交通、水利、卫生等有关部委的领导人组成，下设办公室。在此期间，各级地方政府比照中央政府的模式，相继设立了地方环境保护机构。

（二）初创阶段（1978－1981年）

1978年国家颁布了新宪法，规定：“国家保护环境和自然资源，防治污染和其他公害”，首次将环境保护确定为国家的一项基本职能。同年９月，中国有史以来的第一部《中华人民共和国环境保护法（试行）》正式颁布，此法对各级人民政府设立环境保护管理机构作出了明确规定。各地依据这些规定和法律原则，在全国范围内逐步建立和加强了环境保护机构。

随着环境保护工作的不断深入和环境保护法的颁布实施，中国环境保护机构建设初具规模。在中央政府，国务院环境保护领导小组办公室成为中国环境保护工作的实体领导机构；在地方县以上各级政府，相继成立了一级局建制的环境保护局，并进入了政府组成序列。

（三）开拓阶段（1982－1987年）

1982年国务院机构改革，成立城乡建设环境保护部，将原国务院环境保护领导小组撤消，其办公室并入城乡建设环境保护部，称环境保护局，作为该部内设的司局级机构。在这次机构调整中，全国基本形成了“城乡建设与环境保护一体化”的管理模式。这次机构

1）北京市环境保护科学研究院

改革，旨在通过设立一个高规格的政府机构来加强环境保护工作。但是，由于忽视了环境保护与城乡建设内涵不一，而且两者存在着管理与被管理、监督与被监督的关系，只片面强调了二者的统一性，因此，把本来应该由不同机构承担的不同性质的管理职能合二为一，归于同一机构负责，使环境管理机构失去了独立行使环境监督管理权的地位。

由于这种机构模式和管理体制不适应环境保护工作需要，在该阶段后期，中央和地方政府对环境保护机构作了调整和充实。1984年5月，国务院发布了《关于环境保护工作的决定》，成立了国务院环境保护委员会。1984年底，经国务院批准，城乡建设环境保护部内设的环境保护局升格为部委归口管理的国家局，对外称国家环境保护局，并成为国务院环境保护委员会的办事机构，享有相对独立性。地方政府也作了适当调整，把环境保护从城建系统分离出来，设置独立的环境管理职能机构。国家环保局的成立标志着环保机构开始行使独立的监督管理职权。其主要任务是负责全国环保的规划、协调、监督和指导工作。

（四）发展阶段（1988－1997年）

1988年国务院机构改革，将国家环境保护局从原城乡建设环境保护部中独立出来，成为国务院直属机构，从体制上确立了国家环境保护局独立行使环境监督管理权的地位，国家环境保护局的成立标志着中国环境保护机构建设进入了一个新的阶段。1989年全国人大常委会颁布了《中华人民共和国环境保护法》，明确规定县级以上各级人民政府的环境保护行政主管部门对本辖区的环境保护工作实施统一监督管理，从而在中国正式形成了各级环境保护行政主管部门统一监督管理，各有关部门分工负责的环境行政管理体制。

1989年，国务院召开了第三次全国环境保护会议。会议提出了全面推行八项环境管理制度：环境影响评价制度、“三同时”制度、排污收费制度、环境保护目标责任制、城市环境综合整治定量考核制度、排污许可证制度、污染集中控制制度和污染限期治理制度，这八项制度把不同的管理目标、不同的控制层面和不同的操作方式组成为一个比较完整的体系，从而形成了比较有效的环境行政管理体制。

（五）深化阶段（1998－现在）

这是中国环境保护发展史上一个非常重要的时期。1998年3月，国务院机构改革，国家环保机构由副部级升格为正部级，作为国务院主管环境保护工作的直属机构。3月底，国家环境保护总局挂牌成立。此次国家机构改革，环境保护地位得到了提高，环境管理职能进一步明确，环保部门的统一监管职能得到了加强，并使这种职能具有较大的相对独立性。

二、国家环境保护总局内设机构及各部门职责

（一）职能调整

自1998国家环境保护局升格为国家环境保护总局后，其职能有相应的变化：

1、划出的职能

制定环境保护产业政策和发展规划的职能交给国家经济贸易委员会，国家环保总局参与有关工作。

2、划入的职能

国家环境保护总局除承担原国家环保局全部职能外，并新增了6个方面的职能：一是原国务院环境保护委员会的职能；二是原国家科学技术委员会承担的核安全监督管理职能；三是管理和组协环境保护国际条约国内履约活动及统一对外联系的职能；四是机动车污染防治监督管理职能；五是农村生态环境保护职能；六是生物技术环境安全职能。

3、交给直属事业单位的职能

自然资源核算工作、环境保护科技成果登记和项目推广、环境标志认证以及其他有关的资质认证技术性工作、环境保护产品认证技术检验、环境信息监测技术性和事务性等工作。

（二）主要职责

根据以上职能调整，国家环境保护总局的主要职责是：

1、拟定国家环境保护的方针、政策和法规，制定行政规章；受国务院委托对重大经济和技术政策、发展规划以及重大经济开发计划进行环境影响评价；拟定国家环境保护规划；组织拟定和监督实施国家确定的重点区域、重点流域污染防治规划和生态保护规划；组织编制环境功能区划。

2、拟定并组织实施大气、水体、土壤、噪声、固体废物、有毒化学品以及机动车等的污染防治法规和规章；指导、协调和监督海洋环境保护工作。

3、监督对生态环境有影响的自然资源开发利用活动、重要生态环境建设和生态破坏恢复工作；监督检查各种类型自然保护区以及风景名胜区、森林公园环境保护工作；监督检查生物多样性保护、野生动植物保护、湿地环境保护、荒漠化防治工作；向国务院提出新建的各类国家级自然保护区审批建议；监督管理国家级自然保护区。

4、指导和协调解决各地方、各部门以及跨地区、跨流域的重大环境问题；调查处理重大环境污染事故和生态破坏事件；协调省际环境污染纠纷；组织和协调国家重点流域水污染防治工作；负责环境监理和环境保护行政稽查；组织开展全国环境保护执法检查活动。

5、制定国家环境质量标准和污染物排放标准并按国家规定的程序发布；负责地方环境保护标准备案工作；审核城市总体规划中的环境保护内容；组织编报国家环境质量报告书；发布国家环境状况公报；定期发布重点城市和流域环境质量状况；参与编制国家可持续发展纲要。

6、制定和组织实施各项环境管理制度；按国家规定审定开发建设活动环境影响报告书；指导城乡环境综合整治；负责农村生态环境保护；指导全国生态示范区建设和生态农业建设。

7、组织环境保护科技发展、重大科学研究和技术示范工程；管理全国环境管理体系和环境标志认证；建立和组织实施环境保护资质认可制度；指导和推动环境保护产业发展。

8、负责环境监测、统计、信息工作；制定环境监测制度和规范；组织建设和管理国家环境监测网和全国环境信息网；组织对全国环境质量监测和污染源监督性监测；组织、指导和协调环境保护宣传教育和新闻出版工作；推动公众和非政府组织参与环境保护。

9、拟定国家关于全球环境问题基本原则；管理环境保护国际合作交流；参与协调重要环境保护国际活动；参加环境保护国际条约谈判；管理和组织协调环境保护国际条约国内履约活动，统一对外联系；管理环境保护系统对外经济合作；协调与履约有关的利用外资项目；受国务院委托处理涉外环境保护事务；负责与环境保护国际组织联系工作。

10、负责核安全、辐射环境、放射性废物管理工作，拟定有关方针、政策、法规和标准；参与核事故、辐射环境事故应急工作；对核设施安全和电磁辐射、核技术应用、伴有放射性矿产资源开发利用中的污染防治工作实行统一监督管理；对核材料的管制和核承压设备实施安全监督。

11、负责总局机构编制和人事管理；组织开展全国环境保护系统行政管理体制改革。

12、承办国务院交办的其他事项。

（三）内设机构

国家环境保护总局设10个职能司（厅）：办公厅（宣传教育司）、规划与财务司、政策

法规司、行政体制与人事司、科技标准司、污染控制司、自然生态保护司、核安全与辐射环境管理司（国家核安全局）、监督管理司、国际合作司

三、今后主要任务

目前，中国的环境形势相当严峻。一是污染物排放总量大，远远超过了环境容量和自净能力；二是生态恶化的趋势尚未得到有效遏制；三是部分传统的环境“老大难”问题还未能得到有效解决、新的环境问题又出现了。

根据《国家环境保护“十五”计划》，中国“十五”乃至到2010年环境保护工作的主要任务是：

（一）工业污染防治

通过严格控制新污染、巩固和提高工业污染源主要污染物达标排放成果、淘汰污染严重的落后生产能力、大力推行清洁生产、抓好煤炭、电力、冶金、有色金属、石油和化工、建材、轻工等重点行业的污染防治等措施，把削减工业污染物排放总量作为工业污染防治的主线，实施工业污染物排放全面达标工程，促进产业结构调整和升级。

（二）城市环境保护

以提高人民生活质量为目标，以创造良好的人居环境为中心，结合城镇化发展战略，强化城市环境的综合治理，重点解决水污染、大气污染和垃圾污染，使大中城市的环境质量有明显改善。

（三）农村环境保护

抓住农业产业结构调整和加快小城镇建设的契机，在大力发展农业和农村经济的同时，开展农村环保科普宣传教育，把控制农业面源污染和农村生活污染、改善农村环境质量作为环境保护的重要任务。

（四）海洋环境保护

坚持河海统筹、陆海兼顾，以陆源污染防治为重点，以实施碧海行动计划为载体，加强对近岸海域水质和生态环境的保护，突出海岸带管理，以渤海碧海行动为突破口，全面推动海洋环境保护工作，力争海洋污染损害的速度和范围有所控制，海洋生态破坏的趋势得到初步遏制。

（五）生态环境保护

开展生态环境本底调查，编制全国生态环境功能区划，加大生态环境保护执法力度。实施重要生态功能区的抢救性保护和资源开发的强制性保护，提高自然保护区和生态示范区的建设质量和管理水平，加强生物多样性保护与生物安全管理。以西部生态环境保护与建设为重点，实施天然林保护工程、防护林建设工程以及退耕还林还草工程等重大生态保护和建设工程。

（六）核安全和辐射环境监督管理

强化核环境安全管理，严格核设施运行监督。积极防治电磁辐射污染，保持电磁辐射环境良好状态。

未来20年，中国的环境保护机遇和挑战并存。党的十六大报告提出，发展是我党执政兴国的第一要务，并把增强可持续发展能力、改善生态环境作为全面建设小康社会的四项重要目标之一，对新世纪环保工作提出了更高的要求。当前中国的环境状况与更高水平的小康社会的要求之间仍有巨大差距，这就要求中国的环境行政机构必须抓住机遇，迎接挑战，在全面建设小康社会的历史进程中，努力开创环保工作新局面。

「21世紀の地球環境とサステイナブル・ディベロップメント」
（日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金対象研究）

中国の環境行政管理機関

―― 国家環境保護総局の組織と業務 ――

金　　冬　霞[1)]
翻訳　鈴木常良

中国は発展途上国として、経済発展と環境保護という２つの課題を同時に抱えている。資金不足、技術的な立ち遅れという現実の中で、中国が環境問題の解決に向けて選択した方策は、環境保護機関を設立し、政府の環境行政管理機能を強化して、強力な環境行政管理体制と効率的な調整機能をもつ環境行政運用システムを作り上げることであった。

１．国家環境保護局（総局）設立の背景と変遷

１）創設段階（1971－77年）

中国に初めて環境管理機関が設立されたのは1971年のことであった。この年、国家計画委員会が「三廃（廃液、廃ガス、廃棄物）」による汚染が深刻な事態をうけて、三廃利用指導グループを設置し、産業界から出される「廃液、廃ガス、廃棄物」の適正利用活動に着手した。

その後、国務院・環境保護指導グループ発足に向けて事務局が設けられた。73年８月、北京で開かれた第１回全国環境保護会議で、「統一計画、適正配置、総合利用に基づき、害を利に変え、国を挙げて環境保護に取り組み、豊かな社会を作る」という方針が打ち出された。これを受けて、74年12月、計画、工業、農業、交通、水利、衛生等の関連省庁の指導者を構成メンバーとする国務院・環境保護指導グループが正式に発足し、下部組織として事務局が設置された。その後、地方も相次いで中央をモデルとして環境保護組織を設置した。

２）初期整備段階（1978－81年）

1978年に公布された新憲法は、「国が環境と天然資源を保護し、汚染と公害を防止する」と規定し、初めて環境保護を国の基本的機能のひとつとして定めた。79年９月、中国初の環境法である『中華人民共和国環境保護法（試案）』が公布され、中央と地方が設立する環境保護管理機関について明確な規定を設けた。

環境保護事業の推進ならびに環境保護法の施行にあわせて、中国は環境保護機関の体制作りに着手した。中央政府内では、国務院・環境保護指導グループ事務局が国の環境保護業務の実質的な指導機関となり、県以上の各自治体も正式に環境保護局を設置した。

３）発展段階（1982－87年）

1982年の国務院の機構改革で、新たに都市・地域開発環境保護部が設立された。これに

1）北京市環境保護科学研究院

ともない国務院・環境保護指導グループが廃止され、その下の事務局は都市・地域開発環境保護部に吸収されて名称を環境保護局と改めた。この機構再編によって、全国を対象とした「都市・地域開発と環境保護の一体化」という管理モデルが構築された。

この時の機構改革の狙いは、新たに上級政府機関を設立することで環境保護業務を強化しようというものであったが、環境保護と都市・地域開発の間に存在する管理する者と管理される者、監督する者と監督される者という関係を無視して、両者の統合のみを強調しすぎたため、本来、別々の機関が担当すべき性質の異なる管理機能がひとつの機関に集中することになり、かえって環境管理機関が独立した立場で管理監督権限を行使することを難しくするという事態を招いた。

こうした機構形態と管理体制では、環境保護の要請に十分応えられなかったので、1984年5月に、国務院は中央と地方の環境保護機関の権限強化を目的とした『環境保護業務に関する決定』を発表し、環境保護委員会を設立した。

84年末、都市・地域開発環境保護部内の1組織に過ぎなかった環境保護局は、国家環境保護局に昇格し、かつ国務院・環境保護委員会の事務機関となり、相対的に独立した地位を獲得した。これを受けて、地方政府でも調整が進められ、環境保護を都市・地域開発部門から切り離し、独立した管理機能を有する環境保護機関を設置した。国家環境保護局の誕生によって、環境保護機関はある程度独立した立場で管理監督権限を行使できるようになり、同局が全国の環境保護に関する計画、調整、監督、指導業務を担当した。

4）飛躍段階（1988－97年）

1988年の国務院の機構改革で、国家環境保護局は都市・地域開発環境保護部から完全に独立して国務院の直属機関となり、機構体制上も、単独で環境の管理監督権限を行使できる地位を獲得し、中国の環境保護機関の整備は新たな段階に入った。89年、全国人民代表大会常務委員会は、『中華人民共和国環境保護法』を公布し、その中で、県以上の環境保護行政主管部門が所轄地域の環境保護業務を統一的に監督し管理する、と明確に定めた。これにより、中央においても、また地方においても、環境保護行政主管部門が環境保護業務を統轄し、各関連部門が責任を分担するという環境行政管理体制が確立した。

1989年、国務院は第3回全国環境保護会議を開き、環境アセスメント制度、「三つの同時」制度、汚染物質排出課徴金制度、環境保護の目標達成ノルマ制、都市環境総合整備の定量的審査制度、汚染物質排出の許可制、汚染集中規制制度、汚染の期限付き改善制度など8項目からなる環境管理制度を本格的に実施することを決定した。管理目標、規制対象、運用方法がそれぞれ異なる8項目の制度を組み合わせて実施することで、効果的な環境行政管理体制ができあがった。

5）更なる発展段階（1998－現在）

本段階は、中国の環境保護事業の歩みの中で、極めて重要な時期である。1998年3月の国務院機構改革によって、国家環境保護機関は副大臣所管機関から大臣所管機関に昇格し、環境保護業務を主管する政府直属機関となった。同年3月末、国家環境保護総局が正式に発足した。この機構改革で、環境保護事業の地位が向上し、環境管理の職能が明確化され、環境保護部門による統一的管理監督機能が強化され、環境保護部門は機能上さらに大きな独立性を獲得した。

2．国家環境保護総局の組織と各部署の業務

2.1　機能の調整

1998年の国家環境保護局から国家環境保護総局への昇格にともない、その機能に変更が生じた。

1）移管された機能

環境産業政策とその振興計画策定の機能が国家経済貿易委員会に移り、国家環境保護総局はその関連業務に参画することになった。

2）新たに追加された機能

国家環境保護総局は、前身の国家環境保護局からその全ての機能を引き継いだほか、新たに、次の6つの機能が追加された。① 国務院・環境保護委員会が持っていた機能。② 国家科学技術委員会が担当していた核の安全管理・監督機能。③ 環境保護に係る国際条約の履行にともなう国内調整および関連業務の管理と対外窓口としての連絡機能。④ 自動車公害防止の管理監督機能。⑤ 農村生態環境の保全に関する機能。⑥ バイオテクノロジーに係る環境の安全に関する機能。

3）直属事業所に移管された機能

天然資源の算定業務、環境技術成果の登録と研究成果の普及、エコマーク製品認定と関連資格の認定に係る技術的業務、環境配慮型製品の認定試験、環境モニタリングに係る技術的、事務的業務。

2.2　主 な 業 務

機能調整後の国家環境保護総局の主な業務は、次の通りである。

(1) 国の環境保護に関する方針、政策、法規および行政規程を策定する。国務院から委任された重要な経済・技術政策、発展計画、経済開発計画について環境アセスメントを実施する。国の環境保護計画を策定する。国が定めた重点地域、重点流域の汚染防止計画と生態保全計画の草案を策定し、実施を監督する。環境機能区の区分設定をする。

(2) 大気、水、土壌、騒音、固形廃棄物、有害化学物質、自動車等による汚染防止に係る法規と規程を策定し、実施に移す。海洋環境保護業務を指導、調整、監督する。

(3) 生態環境に影響を与える天然資源の開発利用行為、貴重な生態の保全、修復業務を監督する。各種の自然保護区および景勝地、森林公園の環境保護業務を監督し検査する。生物多様性の保全、野生動植物の保護、湿地環境の保護、砂漠化防止に係る業務を監督し検査する。国定自然保護区の新設を国務院に提言する。国定自然保護区を管理監督する。

(4) 複数の地方政府、部門および地域、流域に跨る重大な環境問題の解決を指導し調整する。重大な環境汚染事故と生態破壊事件を調査し処理する。複数の省に跨る環境汚染紛争を調停する。国の重点流域の水質汚濁防止業務を担当し調整する。環境の管理監督と環境保護行政の監査を行なう。全国における環境保護関連法の執行状況を調査する。

(5) 環境質に関する基準、汚染物質の排出基準を策定し、公布する。地方の環境保護基準に関する届出・登録業務を担当する。都市総合計画の環境保護に係る内容を審査する。国の環境報告書を作成し提出する。国の環境公報を発表する。重点都市および重

点流域の環境質に関する情報を定期的に公表する。国の持続可能な開発要綱の策定に参画する。

(6) 各種の環境管理制度を制定し実施する。国の規定に従って開発事業の環境アセスメント報告書を審査する。都市・地域環境の総合整備を指導する。農村部の生態環境保全業務を担当する。全国の生態モデル地区の設置とエコ農業育成を指導する。

(7) 環境保護技術の振興計画、重点研究および関連技術モデル事業を企画する。全国各地の環境管理部門とエコマーク認定事業を管理する。環境保護活動の認証制度を整備し、実施する。環境産業の育成を指導し推進する。

(8) 環境モニタリング、統計、情報に係る業務を担当する。環境モニタリング制度とその標準を制定する。国の環境モニタリングネットワークと全国環境情報ネットワークを構築し管理する。環境質のモニタリングと汚染源の監督を目的としたモニタリングを全国規模で実施する。環境保護に関する教育、広報、出版に係る企画、指導と調整を担当する。国民と NGO の環境保護活動への参画を推進する。

(9) 地球的規模の環境問題に対する国の基本原則を策定する。環境保護に関する国際協力と交流を管理する。重要な国際的環境保護活動への参加、調整を行なう。環境保護に関する国際条約交渉に出席する。環境保護に関する国際条約の履行にともなう国内調整および関連業務を管理し、対外窓口として連絡業務を担当する。環境保護部門の対外経済協力を管理する。外資利用プロジェクトの調整と契約履行を担当する。国務院からの委託を受けて、環境保護に係わる対外問題を処理する。国際環境保護組織との連絡業務を担当する。

(10) 核の安全、放射線環境、放射性廃棄物の管理業務を担当し、関連する方針、政策、法規、基準を策定する。核関連事故、放射線による環境汚染事故発生時の緊急対応に参画する。核関連施設の安全、電磁放射線や核関連技術の応用、放射性鉱物資源の開発利用にともなう汚染の防止等に係る業務を統轄し監督する。核物質の統制管理と核格納施設の安全を監督する。

(11) 組織編成と人事管理を行なう。全国の環境保護部門の行政管理体制改革を実施に移す。

(12) 国務院から委任されるその他の事項を担当する。

2.3 内部組織と業務

国家環境保護総局には、機能別に、次の10の司（庁）が設けられている。

弁公庁（宣伝教育司）、計画・財務司、政策法規司、行政体制・人事司、技術基準司、汚染規制司、自然生態保護司、核安全・放射線環境管理司（国家核安全局）、監督管理司、国際合作司

3．今後の課題

現在、中国の環境をとりまく情勢は、かなり深刻である。第一に、汚染物質の排出総量が環境の許容量と自浄能力を大きく上回っている。第二に、生態劣化傾向に対する有効な抑制策が見つかっていない。第三に、未解決の「厄介な」環境問題に加えて、新たな環境問題が起きている等である。

『国の環境保護「第10次５ヵ年」計画』にしたがえば、中国の第10次５ヵ年計画中（2001～05年）および2010年までの環境保護任務の柱は、次の通りである。

(1) 工業汚染の防止

新たな汚染発生を抑制するため、工業汚染の主の原因物質について基準達成排出を徹底する。汚染がひどく、技術の遅れた生産能力を廃止し、低公害生産を推進する。石炭、電力、冶金、有色金属、石油・化学工業、建材、軽工業など重点工業を対象に汚染防止対策を強化する。汚染物質の総排出量の低減を優先課題として、汚染物質排出基準の達成に重点的に取り組み、併せて産業構造の調整、最適化を推進する。

(2) 都市部の環境保護

国民生活の質向上を目標とし、快適な居住環境作りを中心に据え、都市開発戦略を踏まえて、都市環境の総合的な改善に力を入れる。重点を水質汚濁、大気汚染、ゴミ問題の解決に置き、都市環境の大幅改善に努める。

(3) 農村部の環境保護

進行中の農業構造の調整と小都市開発の動きにあわせて、農業と農村経済の発展を促すと同時に、農村向け環境保護教育と広報活動を強化して、農業生産と農村生活がもたらす汚染を抑制し、農村環境の改善に取り組む。

(4) 海洋環境の保護

川と海、陸と海を包括的に取り扱う方針を堅持し、重点を陸源汚染の防止対策におく。「青い海行動計画」に基づき、近海の水質と生態環境の保全に取り組み、とくに海岸地帯の管理を強化する。渤海を対象とする青い海行動計画を第一歩として、各地の海洋環境保護事業を振興し、海洋汚染被害の拡大と海洋生態破壊の抑制に努める。

(5) 生態環境の保全

生態環境バックグラウンド調査を実施し、全国の生態機能区分図を作成し、生態環境保全関連法の執行強化に資する。貴重な生態機能区を対象に救済的保護と資源開発からの保護を実施する。これにより、自然保護区と生態モデル地区の質的向上と管理強化、生物多様性の保全と生物の安全管理強化をはかる。西部地区を対象に、天然林保護、防護林整備のほか耕地を林地・草地に戻すなどの環境保全、生態修復事業を実施する。

(6) 核の安全放射線環境の監督管理

核環境の安全管理を強化し、核関連施設の運用を厳格に監督する。電磁放射線汚染の防止に積極的に取り組み、安全な電磁放射線環境を維持する。

今後の20年間、中国の環境保護事業は、ますます多くの課題に直面するものと予想される。第16回中国共産党全国代表大会で、「発展」こそが国作りを担う中国共産党のキーワードであり、持続可能な開発能力の強化と生態環境の改善が豊かな社会作りにおける重要な目標であることが再確認された。環境をめぐる中国の現状は、豊かな社会に相応しい内容とはかなりの隔たりがある。中国が本格的に豊かな社会作りを進める今世紀、中国の環境保護部門は新しい時代に相応しい環境保護事業の展開を求められている。